

## 奈良市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 本事業は森林環境譲与税を財源とし、市内の森林から搬出された伐採木等の森林資源の利用拡大を図り、もって適正な森林整備・保全と森林資源の地産地消を図ることを目的として、薪ストーブを購入する者に対し、予算の範囲内において奈良市薪ストーブ導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において「薪ストーブ」とは、薪を燃料として使用するストーブで、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有するものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるうちのいずれかに該当する事業であるものとする。

(1) 市内の自ら居住するための建物(事務所、店舗又はその他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に薪ストーブを新たに設置する事業

(2) 市内の事業の用に供する建物に薪ストーブを新たに設置する事業

2 前項各号において、本市以外の国、県、団体予算により補助金、交付金又は助成金等の交付を受けている場合、補助金の交付の対象事業とすることができない。

### (補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する個人(第10条第1項の実績報告を行う時までには市内に転入予定の者(以下「転入予定者」という。)を含む。)又は市内に事業所を有する事業者(法人、個人事業主及び任意団体等をいう。)であること。

(2) 市税等(転入予定者にあつては、現住所地における市町村税等)の滞納がないこと。

(3) 当該年度1月末までに、関連法令等を遵守したうえで薪ストーブの設置を完了できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(その者を構成員とする場合も含む。)は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 奈良市暴力団排除条例(平成 24 年3月 30 日条例第 24 号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
- (3) その他市長が公序良俗に反すると判断する事業を実施しようとする者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす薪ストーブ本体、煙突の購入に要する費用(運送料及び設置工事に係る費用は除く。)とする。

- (1) 設置する薪ストーブ等は未使用品であること。
- (2) 薪ストーブは使用する建物内にて定着させて設置するものであること。
- (3) 薪ストーブ等の主たる材質が、鋳鉄、鋼板又はこれらに類するものであり、耐久性を有していること。
- (4) 薪ストーブに係る煙突は、建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重断熱構造であること。
- (5) 薪ストーブ等は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及びその他関係法令を遵守のうえ設置されるものであること。
- (6) 薪ストーブに係る煙突は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第1号)及び奈良市風致地区条例(平成 24 年 12 月 26 日条例第 66 号)等の関連法令等を遵守のうえ設置されるものであること。

(交付額等)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、上限の額は次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号の建物に設置する場合は、20万円を上限とする。
  - (2) 前項のうち、特に事業の実施の効果が高いと見込まれる施設(介護施設、医療施設、飲食店又は集会所等)に設置する場合については、30万円を上限とする。
- 2 補助金の交付は、1の建物に対し、1世帯もしくは1事業者につき1基を限度とする。
- 3 補助対象者が本則課税事業者の場合は、補助対象経費に消費税及び地方消費税は含

まないものとし、簡易課税・免税事業者はその限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の12月末日(ただし、その日が奈良市の休日(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(4) 薪ストーブの仕様が確認できるカタログ等の写し

(5) 薪ストーブを設置する建物の位置図及び設置箇所の見取図

(6) 個人が交付申請する場合(転入予定者として申請をする場合を除く。)にあつては、交付申請前3月以内に取得した住民票またはその写し及び現年度と前年度分の市・県民税及び固定資産税に係る納税証明書またはその写し

(7) 法人が交付申請する場合にあつては、交付申請前3月以内に取得した当該法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)またはその写し及び現年度と前年度分の法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書またはその写し

(8) 薪ストーブを設置する建物の所有者を特定できる書類(登記事項証明書又は固定資産課税明細書)の写し

(9) 薪ストーブを設置する建物の所有者が複数である場合又は当該建物の所有者が申請者と異なる場合にあつては、薪ストーブ設置同意書(様式第4号)

(10) 消費税チェックシート(様式第5号)

(11) その他市長が必要と認める書類

2 なお、既に補助金の交付を受けた建物については、補助の申請を行うことができない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があつたときには、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を補助金交付決定通知書(規則別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該申請の内容を変更し、又は薪ストーブの購入を中止しようとする場合は、あらかじめ補助金変更等承認申請書(規則別記第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業を終了した日から起算して30日以内又は事業実施年度の1月末日(ただし、その日が奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までのいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(規則別記第4号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(様式第6号)
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 施工前、施工中及び施工後のカラー写真(設置した薪ストーブ及びその施工箇所周辺等が写されたもの)
- (4) 補助事業者が転入予定者として第5条の申請を行った場合にあつては、実績報告書の提出前3月以内に取得した転入後の住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(取得財産の管理)

第11条 補助事業者は、当該補助金により取得し、又は効用の増した財産(以下、取得財産という。)について、財産減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間において、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(処分の制限等)

第12条 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産等について、市長の承認を受けた場合を除き、法定耐用年数の期間内において、補助金交付の目的に反して処分してはならない。

(帳簿類の保管)

第13条 補助事業者は、当該補助事業の施行及び経費の収支に関する証拠書類その他

関係書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、保管しなければならない。

(補助事業者の責務)

第14条 補助事業者は、市内の森林から生産された薪を主燃料として使用し、市内の森林資源の利用拡大を図り、もって適正な森林整備・保全と森林資源の地産地消に貢献するように努めるものとする。

(協力の要請)

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて当該補助事業により取得した薪ストーブの利用状況等の情報提供を求めることができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

## 奈良市薪ストーブ導入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

奈良市長

住所:

氏名:

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先:

年度において、奈良市薪ストーブ導入促進事業補助金の交付を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

なお、本事業の実施に際し、別添誓約書に記載の事項を遵守し事業の実施を行います。

設置個所の所在	奈良市	
補助金交付申請額	円	
事業期間	開始予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
添付書類	(1) 収支予算書(様式第2号) (2) 誓約書(様式第3号) (3) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し (4) 薪ストーブの仕様が確認できるカタログ等の写し (5) 建物の位置図及び設置箇所の見取図 (6) 【個人】住民票及び納税証明書(市・県民税、固定資産税) (7) 【法人】登記事項証明書及び納税証明書(法人市民税、固定資産税) (8) 薪ストーブを設置する建物の所有者を特定できる書類の写し (9) 薪ストーブ設置同意書(様式第4号)※所有者が異なる場合等 (10) 消費税チェックシート(様式第5号) (11) その他	
主務課長の意見		

様式第2号(第7条関係)

## 収支予算書

収支予算

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
市補助金		
計		

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	主な使途
計		

様式第3号(第7条関係)

## 誓約書

- (1) 奈良市薪ストーブ導入促進事業補助金(以下、本補助金)により購入する薪ストーブ(以下、薪ストーブ)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及びその他関係法令を理解のうえ遵守し、設置します。
- (2) 環境省木質バイオマスストーブ環境ガイドブックに掲載の事項をよく理解し、薪ストーブの煙突の設置の位置や高さについては十分に検討し、近隣建物への配慮を図り、景観法、古都保存法及び奈良市風致地区条例等の関連法令並びに条例等を遵守のうえ、薪ストーブを設置します。
- (3) 薪ストーブは、適正な維持管理を行い、近隣から煙や臭いの苦情が発生しないよう努めます。また、薪ストーブの運転に際し、近隣から苦情が発生した場合は、当事者同士での解決にあたります。
- (4) 火災予防のために十分な安全を確保し、火災や事故等が発生しても、その状況、原因を問わず奈良市には一切の責任追及、損害賠償等の要求をしないことを誓約します。
- (5) 本補助金に係る事業の施行及び経費の収支に関する証拠書類その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、保管します。
- (6) 薪ストーブの主燃料には、奈良市内の森林資源の利用拡大を図り、適正な森林整備・保全と森林資源の地産地消に貢献するよう、奈良市内の森林から生産された薪の使用に努めます。
- (7) 奈良市が行う、薪ストーブの利用状況調査等への情報提供に協力します。
- (8) 奈良市暴力団排除条例(平成24年3月30日条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。また、同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していません。

奈良市長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

⑩

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

## 薪ストーブ設置同意書

奈良市長 様

設置同意者

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

※同意者自署のこと

電話番号

奈良市薪ストーブ導入促進事業補助金の交付に係る下記の建物は私の所有に係るものですが、同補助金申請者が適正な使用と維持管理を果たすことを条件に、薪ストーブを設置することに同意します。

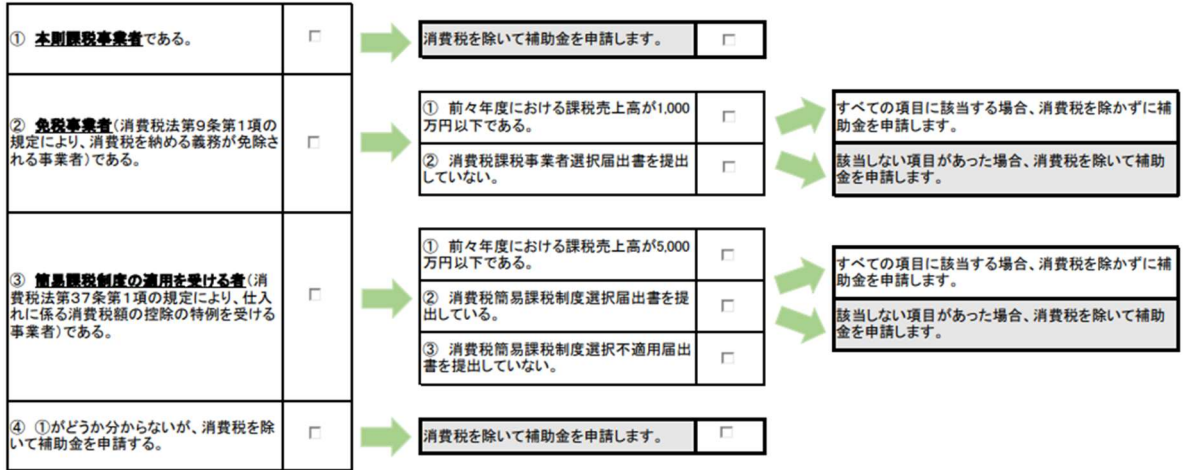
記

薪ストーブの設置場所	奈良市
申請者の住所	
申請者の氏名	

様式第5号(第7条関係)

消費税の取扱いチェックリスト

補助対象者氏名	
---------	--



様式第6号(第10条関係)

## 収支精算書

収支予算

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	精 算 額	備 考
市補助金		
計		

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	精 算 額	主な用途
計		